

フィリップ・スコフィールド著
 (Schofield, Philip, University College London.)^[注]

「ベンサムの植民地，商業，憲法論」

池田和宏訳

[注] フィリップ・スコフィールド博士は、ロンドン大学法学部の法政治思想史講師で、ジェレミー・ベンサム著作集の協同編者である。1984年に歴史学科のベンサム・プロジェクト研究助手に、1986年には研究員に任命された。1993年、法学部講師に就任している。

スコフィールド博士は博士論文作成のために、フランス革命期のイギリス保守政治思想を研究し、その主題で *Historical Journal*, *History*, その他に論文を公表した。しかしながら博士の主要な研究関心は、現在、ベンサム研究であり、博士が新ベンサム著作集で編集した第4巻は、1995年にオックスフォード大学出版局から出版された。スコフィールド博士は目下、5巻目を協同編集中であり、また証拠と裁判手続に関するベンサムの多数の著作の準備作業をしているところである。博士はベンサムに関する仕事に関連する幾つかの研究論文を出版し、更に数本を準備中である。またスコフィールド博士は国際功利主義学会の幹事である。

スコフィールド博士の最近の著作を掲載すると；

1. (Editor) *First Principles preparatory to Constitutional Code*, Clarendon Press, Oxford, 1989, in *The Collected Works of Jeremy Bentham*.

2. (Editor) *Securities against Misrule and other Constitutional Writings for Tripoli and Greece*, Clarendon Press, Oxford, 1990, in *The Collected Works of Jeremy Bentham*.
3. (Editor) *Official Aptitude Maximized; Expense Minimized*, Clarendon Press, Oxford, 1995, in *The Collected Works of Jeremy Bentham*.
4. (Editor) *Colonies, Commerce, and Constitutional Law: Rid Yourselves of Ultramarina and other writings on Spain and Spanish America*, Clarendon Press, Oxford, 1995, in *The Collected Works of Jeremy Bentham*.
5. 'Jeremy Bentham and Nineteenth-Century English Jurisprudence,' *Journal of Legal History*, 12(1991), pp. 58-88. Reprinted in *Jeremy Bentham: Critical Assessments*, ed. Bhikhu Parekh, 4 vols. London, 1993, iii., pp. 184-214. Also published as 'Jeremy Bentham und die englische Jurisprudenz im 19. Jahrhundert,' trans., A. Baker (Bielefeld) in W. H. Schrader and U. Gaehde, eds., *Der klassische Utilitarismus: Einflüsse-Entwicklungen-Folgen*, Berlin, 1992, pp. 34-82.
6. 'The Constitutional Code of Jeremy Bentham,' *The King's College Law Journal*, 2(1991-2), pp. 40-62.
7. "'Professing Liberal Opinions": The Common Law, Adjudication and Security in recent Bentham Scholarship,' *The Journal of Legal History*, 16(1995), pp. 350-67.
8. 'Utilitarian politics and legal positivism: the rejection of contractarianism in early utilitarian thought,' in *Positivism Today*, ed., Stephen Guest, Aldeshot, 1996.
9. 'Jeremy Bentham on political corruption. A critique of the first

report of the Nolan Committee,' *Current Legal Problems*, 49 (1996), pp. 395-416.

10. (Editor with Jean-Pierre Clero and Christian Laval), *Jeremy Bentham, De L'ontologie et autres textes sur les fictions*, Paris, 1997.

などがある。

ここに翻訳したのは、1998年3月に来日された際、中央大学経済研究所主催の公開講演会でスコフィールド博士が報告されたペーパー、'Bentham on Colonies, Commerce, and Constitutional Law' である。

1820年4月付、アルゼンチンの革命家で政治家であるベルナルディオ・リヴァダヴィア (Bernardino Rivadavia)¹⁾ への手紙の中で、ベンサムは、「全ての植民地と遠隔の諸属領は、例外なく本来的に有害であり」、あるいは少なくとも「本来的にまた圧倒的に、双方の人民の大多数にとって有害である」²⁾、ということが常に自分の見解だったと主張した。ベンサムが常にこのことを信じていた、という彼の主張はどれほど正確であったろうか？ 最近まで、学者たちがベンサムの主張を評価するために依拠したのは、根本的に不完全な著作集であった。最も重要な拠り所は、1793年に執筆され印刷された植民地問題に関するベンサム最初の評論「フランス国民公会宛ジェレミー・ベンサム」であったが、これは『あなた方の植民地を解放せよ！』という書名で1830年に漸く出版されたものであった。二番目の評論『制限的・抑制的商業制度に関する考察』は1821年に出版されたが、これはベンサムの草稿からジョン・パウリング^[訳注1]が編集し

[訳注1] Bowing, John (1792-1872) 言語学者、著述家、旅行家。彼の出版物には、彼の使節団の報告があり、ヨーロッパと東洋の詩、聖歌、政治・経済に関する論文等がある。1838年から43年にかけて11巻から成る『ジェレミー・ベンサムの生涯と著作』を著している。

たものであり、バウリングは、彼自身の記述をもかなり付け加えた。更に、ベンサムの経済に関する諸著作にある植民地を扱った数篇の未完の断章、特に1801-4年頃執筆された「政治経済学原理」もまた、デュモン^[訳注2]の『刑罰および報酬の理論』で扱われているその主題（植民地問題）への基礎を形成したように思われる³⁾。また、1831年に執筆された数篇の草稿は、南オーストラリアに新たな植民地を創設するというE.G. ウェイクフィールド^[訳注3]の提案に関して、助言を与えようとするものであった。しかしながら、「スペインの解放」と「海外領土を取り払え」と連続的に題された植民地に関するベンサムの最も終始一貫した評論は、1820年代初頭にスペインとスペイン領アメリカのために執筆されたが、ごく最近、新『著作集』の『植民地，商業，憲法』の巻に、最終的な版で漸く現れたのである。勿論この評論の諸草稿は、これまで学者たちに利用可能であり、ある程度まで彼らは探究してきたが、その諸草稿を使用するどの学者もこの時のベンサムの思想範囲と本質とを適切に評価してきていないのである。更に、その新巻では『制限的・抑制的商業制度に関する考察』を再刊した。その著作は本来「海外領土を取り払え」への付録として意図されたものである。これは初めて原文のどの部分がベンサムの草稿に基づいていたか、またどの部分がバウリングによって執筆されたかを確定している。『植民

[訳注2] Dumont, Etienne (1759-1829) プロテスタント牧師。法学者。1829-30年、ベルギーの首都ブリュッセルでフランス語版ベンサム全集を出版した。

[訳注3] Wakefield, Edward Gibbon (1796-1862) 植民地政治家。南オーストラリア会社支配人となり、その植民地建設に尽力した。急進的帝国主義者として組織的植民事業に従事した。

- 1) Bernardino de la Trinidad González Rivadavia (1780-1845) は、1821-5年にブエノス・アイレスの首相であり、1826-7年にリオ・デ・ラ・プラタ連合諸地方最初の長官であった。
- 2) ベンサムからリヴァグヴィア宛手紙。1820年4月? *Correspondence*, ix., pp. 428-9.
- 3) その著作もまた、ベンサムの経済諸著作のW. スターク版で出版されている。

地，商業，憲法』の刊行で，我々はベンサムの主張の一貫性を評価するもう一つの決定的な拠り所を持っているのである。

I

植民地に関するベンサムの思想の最も良く知られた説明は，未だに1965年に出版されたD. ウィンチの『古典派政治経済学と植民地』における説明である。反帝国主義者としてベンサムを解釈するのは『あなた方の植民地を解放せよ！』に基礎付けられる，とウィンチは指摘した。しかし「この著作は植民地に関するベンサムの見解が進展していく過程の中で，初期の観点を表現してお」り，ベンサムはこれを終始一貫して抱いていた訳ではなく，「彼はその後時折，この立場に回帰することがあった」，とウィンチは警告するのである。事実，「ベンサムは，彼が若い時に到達した見解を修正したり，時には相反する見解を採ったりしながら生涯の大部分を過ごした。…事実ベンサムは，首尾一貫した反植民地的立場を維持することに大いに苦勞した。…即ち考慮中の問題に左右されながら，彼は植民地支配の不利益を強調することと，イギリスが海外諸属領を所有しているためにもたらされる好機を重視することとの間を揺れ動いていたのである。」⁴⁾ 1793年の『あなた方の植民地を解放せよ！』という著作と1832年の彼の死との間に，「ベンサムは自らの興味関心と政治・経済諸思想の変更に一致して，最初の立場を修正したのである。これらの変更は，ある時には植民地と植民地建設への好意的な譲歩に導くものであったり，また別のある時には若い時に抱いていた批判を強めたようにも思われた。従って，この話に何かの型があるとすれば，それは右往左往の繰り返しという型であったと言えるであろう。」1801-4年の期間の経済諸著作において，

4) Winch, Donald, *Classical Political Economy and Colonies*, Bell and Sons, 1965, p. 25. (邦訳：杉原四郎・本山美彦訳『古典派政治経済学と植民地』未来社，1975年。)

ベンサムは本国の人口増加の圧力が高くなりつつあるところでは移民が有益である，という理由で植民地建設を承認した。更に，本国の資本蓄積が現存の利潤率で投資機会を上回るならば，植民地への資本輸出は有益であろう，ということさえも容認したように思われる。このようにして『あなた方の植民地を解放せよ！』で示された，資本は本国で最も良く用いられるという見解を否定したのである。フランス革命の情勢に呼応して，ベンサムが「愛国的・親権的」情勢を経験した，とウィンチは述べる。即ち「ベンサムのトーリー主義が再主張されたように思われる」し，彼は「イギリスの海外属領によってイギリスの将来が拓かれるという侵略的排外主義に近づく愛国的感情に浸りつつあった」，とウィンチは述べる。また，アメリカ植民地はイギリスとの継続的關係がそこにもたらした文化的・軍事的諸利益を喪失した，という理由でベンサムがアメリカの独立を残念がっていたように思われる，という内容の引用文をウィンチは提示した。ニュー・サウス・ウェールズの流刑植民地へのベンサムの態度もまた「両義的な」ものであった，とウィンチは論じる。1820年代初頭，ベンサムは「海外領土を取り払え」において反帝国主義へと再び戻った。ベンサムは植民地に関する初期の見解から決して逸脱した訳ではないと自ら主張してはいたが，ウィンチは「彼が現存のイギリス植民地に独立を認めることの危険に関する自らの用心深い陳述を忘れてしまっているかのように思われる」と述べるのである。最終的なねじれは，1831年，E.G. ウェイクフィールドの南オーストラリア植民計画への，ベンサムの「全面的支持」であった⁵⁾。

ベンサムの思想に好意的な研究の中で，レア・カンポス・ボラレヴィイ (Lea Campos Boralevi) は，植民地に対するベンサムの態度に矛盾があるのではなくて，むしろ「20世紀の批評家たちの態度の中に（矛盾が）あり，彼らは『帝国主義』や『反帝国主義』という現代用語をベンサムの『帝国』

5) *Ibid.*, pp. 31-8.

理論に適用した」⁶⁾，ということを示そうと試みている。ベンサムは単独の問題として植民地問題を論じたのではなくて，アメリカにおけるイギリス，スペイン，フランスの各植民地問題，オーストラリアの流刑植民地問題，英領インド問題（の三者）を区別していた，と彼女は指摘する。重要な点は，ベンサムの「政治的・経済的諸問題に関する個人的信念」ではなくて，むしろそれぞれの場合の「特殊な事情」にあった。彼女はベンサムの政治的・経済的思想の変更が，彼の植民地思想に影響を与えたとする。例えば，ウィンチによって「愛国的・親権的」なものとして特徴付けられた時期は，フランス革命に対する反動の時期と一致する。他方，スペインに関する反帝国主義的諸著作は，ベンサムの民主主義的急進主義への転向に続いたのである。また1800年頃の人口問題に関する見解の変更，即ち植民地建設が人口増加と過剰資本に関連する諸問題の救済策になるだろうという見解は，更に1801-4年の時期の植民地建設に好意的な彼の所見，及び1831年ウェイクフィールドのオーストラリア計画支持との説明になるだろう⁷⁾。次いでボラレヴィは，ベンサムが既存の植民地と未墾地への植民地建設との相違点を指摘したと強調する。植民地建設は経済問題であった。即ち過剰人口と過剰資本を軽減させ得る拠り所であった。ところが植民地は，「一連の諸問題を発生させ，それら自身の政治的な，また社会的・歴史的な諸状況によって左右され」，そしてそのように「それぞれの場合は，諸事情 (circumstances) とそこに関わっている人々如何によって，それ自体の問題を抱えており，それぞれが抽象的諸原理の名においてではなくて，功利の原理という『堅実な基礎』上に解決されなければならなかった。」ベンサムの全般的な見解は，植民地の維持が本国にとって経済的に費用がかかり，植民地に対して圧制的になるという見解であり，そしてまたアメリカにおけるフランス，イギリス，スペインの各植民地に特徴的

6) Boralevi, L.C., *Bentham and the Oppressed*, Berlin & New York, 1984, p. 134.

7) *Ibid.*, pp. 121-5.

な「進歩した社会」を持つ植民地は、解放されるべきであるという見解であった。しかしながら解放は究極的な原理ではなくて、功利が究極的な原理であり、本国の過剰人口がオーストラリアにおけるように、人が住んでいない未墾地の植民地建設によって救済されるのであれば、功利による評価は植民地建設に好意的な方向へと傾いたのである⁸⁾。同様に、ベンサムはインドに対する東インド会社の支配を、その諸事情において採り得る最善の統治である、という理由で支持した。即ちインド民衆の後進性は彼らの法律と宗教とに起因する一方で、イギリスの統治者たちは彼らを福祉と進歩へとより良く導くであろう、という理由で支持したのである。インド人がイギリス統治下で蒙るであろう圧制は、彼らが土着の支配者たちの下で蒙るであろう圧制よりも少ないであろうし、一方東インド会社による統治は、本国にとって植民地の経済的負担を減少させるのに役立つであろう⁹⁾。したがってボラレヴィは、次のように結論付けることによってウインチの解釈を否定する。即ちベンサムの「二義性は、ベンサムの心の『内面的な働き』に見られる矛盾に帰すべきものではない。というのは、そのような矛盾はないからである。実際に、功利の原理の断固たる適用に由来する植民地へのベンサムの態度の中に揺るぎない連続性がある。そしてそれは、それぞれの立場の賛否ともどもの継続的計算を通して、圧制や苦痛等の異なる種類と量とを測定し比較することによって、その民衆の利益を考慮するのである。そうした計算は、ある時は植民地がそれ自体利益がない、という彼の確信を強化したかもしれないし、また別の時には他の諸要因によって提供された証拠で彼の確信を否定し、そしてそれが彼を『帝国主義』に賛成する決心をさせたかも知れないのである。』¹⁰⁾¹¹⁾

8) *Ibid.*, pp. 127-9.

9) *Ibid.*, pp. 131-2.

10) *Ibid.*, p. 134.

11) しかし *Utilitas*, ix(1997), pp. 147-54 の *Colonies, Commerce, and Constitutional Law(CW)* への論評の中でボラレヴィに対するウインチの反応を見よ。その論点はまたカルロス・ロドリゲス・ブラウン (Carlos Rodríguez

II

ウィンチとボラレヴィ両者は使用出来なかったが、既に私が述べたように、ベンサムの植民地に関する諸見解を研究する上で、我々は今や1820年代初頭からのスペインとスペイン領アメリカに関するベンサムの著作の新しい最終版という恩恵に浴している。この論文の残りの部分において、我々が信頼し得る版に基づいて植民地を扱った二つの原文、即ち『あなた方の植民地を解放せよ！』（ベンサム自身によって出版された）と、その関連著作「海外領土を取り払え」とを私は検討しよう。そして1831年のベンサムのオーストラリア植民地建設諸著作（ベンサム・プロジェクトに保存されている多少不完全な写本に基づいている）への簡潔な考察で締め括るつもりである。

既述の如く、ベンサム最初の反植民地の著作は、1793年に執筆された彼の短い小冊子「フランス国民公会宛ジェレミー・ベンサム」であり、最終的には1830年『あなた方の植民地を解放せよ！』として出版された¹²⁾。この小論で、ベンサムはフランスがその植民地を解放するならば莫大な利益を獲得するだろうが、その植民地領有を保持しようとするならば莫大な損失を蒙るだろう、と論じた。彼の議論は、第一に経済的な議論であった。即ち彼の議論は、植民地がフランス財政への膨大な乱費であり、大方の見解に反してフランスにいかなる歳入をも生まない、というものであった。しかしその植民地を解放するならば、フランスは「巨額の財産」¹³⁾を獲得するであろう。フランスはその植民地からいかなる余剰歳入をも決して獲

Braun) の *La cuestión colonial y la economía clásica: De Adam Smith y Jeremy Bentham a Karl Marx*, Madrid, 1989, の中でも議論されている。

12) *Emancipate Your Colonies! Addressed to the National Convention of France, A° 1793, shewing the uselessness and mischievousness of Distant Dependencies to an European State*, London, 1830, and republished in *The Works of Jeremy Bentham*, ed., J. Bowring, 11 vols., Edinburgh, 1843, iv., pp. 407-18.

13) Bowring, iv., p. 408.

得してこなかったし、これからも獲得しないであろう。植民地から獲得された歳入が、平時においてその植民地を防衛する費用に見合うだろうということはあるそうもなかったし、もしイギリスに対してその植民地を防衛するという測り知れない支出が考慮に入れられるならば、明らかに戦時においてもその防衛費用には見合わないだろう。更に、解放は植民地との貿易からフランスに生じた利益の喪失にはならないだろう。貿易のために一国民を統治する必要はないのである。実際、たとえもしフランスの植民地がどこかよそで交易し、例えば第三国から穀物を獲得したとしてさえも、総需要の減少はないだろうし、他の国々は第三国に以前供給された穀物を供給するフランスに視線を向けるであろう。重要な点は、一国の貿易量はその国が自由に使える資本量に依存しているということである。あなた方は現在以上の資本を貿易に用いない限りは、地上の大国はあなた方に一層多くの貿易を与えることはできない。他方あなた方が現在用いている資本がある限りは、地上の大国はあなた方の行く貿易を妨げることはできないのである。その貿易はある一つの形態を採るか、あるいは別の形態を採るかも知れない。その貿易はあなた方に一層多くの外国商品、あるいは国産品を消費させるかも知れない。また貿易は一方の種類の商品以上のもの、即ち別の一層多くの商品をあなた方に提供するかも知れない。しかし貿易があなた方にもたらすあらゆる種類の商品の量と価値は、確認可能あるいは考慮するに値するあらゆる相違がなくとも、常に同じであろう。貿易量は、資本量によって決定されるのであって、市場の広さによって決定されるのではない。新規市場の開設、あるいは既成市場の閉鎖は、それ自体貿易量に影響を与えないのである。新規市場は、新規貿易に用いられる資本で獲得された利潤が、既成市場で獲得された利潤よりも大きいだけ有利であるにすぎない。植民地に代表される遠隔地市場が、本国に一層近い植民地よりも一層良い収益の見込みがある、ということはあるそうもないように思われたのである¹⁴⁾。

植民地支配とそこの生産物の独占が、本国への財政的利益になる、という議論もまた誤解である。砂糖貿易の独占の例を取り上げるならば、入植者が最善の価格を得られる市場で彼らの生産物販売を妨げられるという不正と、そしてまた入植者に独占を施行する手段のために本国で資金を獲得する必要性とは別として、その独占は事実上、貧者が砂糖を消費するために富者たちに支払う租税である。「負担は富者たちと貧者たちとに共通にかかるが、利益は富者たちに専ら分け与えられる。」しかし砂糖消費者の場合においてさえ、独占は商品の価格を競争によって決定される価格よりも低くさせること、言い換えると「その商品が交易一般における平均利潤率で保持される価格」よりも、低くなることは不可能なので、砂糖消費者の利益は架空のものであった。更に、独占は誰一人をも、ある商品を損をして生産するよう強制できないだろう。同様の議論は、本国で生産された商品のみを入植者に受け取らせる独占にも当てはまる。本国の商品が他のどんな国の商品よりも優れているところならば、国内競争は価格をその自然水準にまで下げるであろう。そしてそのような商品が劣っているところならば、供給された商品が別の場合よりも品質が劣るという追加的不利益と共に、競争が更に価格を下げるだろう。従って資本は、一層有利に投下される部門へ方向転換するであろう。更に独占は通常反独占を伴うので、価格変動を引き起こす。フランス植民地は、砂糖をフランスにのみ販売するよう強制され、そしてフランスはその植民地のみから砂糖を購入するよう強制される。従って、フランス植民地での砂糖の不作は、フランスにおいて砂糖価格を上昇させる原因になった。というのはフランス人は砂糖が不作ではなく、価格が比較的安価なままである他の諸国の植民地と貿易することを認められなかったからであった¹⁴⁾。歳入は植民地との貿易に課税することで増加する、という点に答えて、ベンサムは歳入が全ての他の諸

14) *Ibid.*, pp. 410-11.

15) *Ibid.*, pp. 411-13.

国と交易された商品から得られるだろうし、また得られた、と指摘した。貿易を通して追加的歳入を増加させる唯一の手段は、輸出に課税することによってであり、しかも密輸が利益にならない限度までであり、そしてこれも属領諸国から得られるのと同様、独立諸国との貿易で獲得されるであろう¹⁶⁾。

軍事的観点から、フランス植民地はしばしば描写されるような強みではなく、大きな弱点であった。フランス植民地は返礼として何物にも貢献することなく、フランスから艦隊や兵士たちを撤退させた。更にフランスが、イギリスの海軍力に対抗してその植民地を防衛することは不可能であろう。もしフランスがその植民地を放棄するならば、海軍の唯一の目的は植民地を防衛することだけだったので、フランスはその海軍費を節約出来たであろう¹⁷⁾。イギリス植民地に関する限り、「植民地は我々に大いに費用がかかるということ、それらは我々に何の利益ももたらさないということ、つまり我々の政府は植民地を統治するための費用を我々に支払わせているということ、そしてこの盟約の全ての利用価値または目的は官職を作り出し、一層多くの官職を作り出す戦争になるということは、我々自身にとってというよりも、あなた方にとっての秘密ではないか？」解放の更なる利点は、フランス国内で論議と論争の核心である黒人奴隷問題の解決となるだろう。フランスはまた他の諸国が手本とする例をも提供するであろう。「あなた方自身の海軍力を減少させることで、あなた方は我々の海軍力を減少させるだろう。そして我々の海軍力を減少させることで、あなた方は我々の租税を減少させるだろう。そして我々の租税を減少させることで、あなた方は我々の官職を減少させるだろう。そして我々の官職を減少させることで、あなた方は我々の退廃的な影響力を減少させるだろう。このように我々の植民地を解放することで、あなた方は我々の議会を浄化するだ

16) *Ibid.*, p. 414.

17) *Ibid.*, p. 416.

ろう。そしてあなた方は我々の憲法を浄化するだろう…」¹⁸⁾。ベンサムはここで植民地制度の憲法上の関連を指摘し始めているが、彼の議論は未成熟なままにとどまっている。

最後に、正義が解放を要求した。フランス人は彼ら自身の統治を選択し、そして一貫性のために、その植民地への同じ権利を否定しなかった。植民地住民が国民議会に代表者たちを送り出すことは認められるだろう、と言うことは何ら解決策ではなかった。「百万や二百万の人々を統治するために、あなた方は関心はないし、あなた方はあなた方に関心のない6人の人々を承認するのである。その仕事をあなた方が何も知らない一連の人々を統治するために、あなた方はあなた方のことを何も知らない6人（見知らぬ人々）に、自らを煩わすのである。」公然の領有は、この仮面をかぶった専制政治に望ましいだろう¹⁹⁾。それはフランス自身に有利でもなく、フランスに統治される植民地住民にも有利ではない。フランスとその植民地との連絡に要する時間は、効果的な統治を不可能にする。そして命令や指令は、それらが予定された緊急性に見合うようには間に合わないだろうし、一方それらに基づく情報は、不完全で欠点のあるものであろう²⁰⁾。更に、解放は簡単に成就された。「解放はあなた方に僅かに一語を要する。そしてその言葉によって、あなた方は自らを最も純粋な栄光で覆うのである。」²¹⁾

30年後のスペインのための諸著作において、これら全ての議論が繰り返され、かなり頻繁に詳述された。自立した植民地との自由貿易の経済的利点は、『制限的・抑制的商業制度に関する諸見解』で強調された。これらの議論に関して私はここで繰り返すつもりはない。しかしながら、ある意味でスペインに関する著作は、植民地に対するベンサムの思索に重大な

18) *Ibid.*, p. 416.

19) *Ibid.*, p. 408.

20) *Ibid.*, p. 409.

21) *Ibid.*, p. 418.

進展を含んでいた。ベンサムが1820年4月付、リヴァダヴィア宛の手紙の中で説明したように、彼は植民地が「基本的に有害である」という結論を支持する以前よりも、今や「議論の点で」一層多くを付け加えなければならなかった。これは退廢的な影響力の作用のためであり、そしてその退廢的な影響力の作用は、「必然的に、授与権によって宗主国の人民代表者たちに賦与された。つまり、陸海の軍事部門に与えられた職と同様、人為的威厳で飾られた職、及び権力や報酬に与えられた職、從属国において官職に任命する権限によって、権力と報酬を彼らは与えられた。そして行政部門は、外国の侵略に対する属領を防衛するために作られた文民部門の部局、あるいは少なくともそのために固定され、そして属領を從属状態で維持し続けたのである。」要するに、ベンサムは憲法に関して植民地の影響を認識していた。即ちそれは彼が1793年にほめめかしただけの影響であった。

III

ベンサムは「海外領土を取り払え」の中で、スペインの植民地に対する継続的な領有権に関する二つの主要な反対論を、そして実際に領有権を行使するスペイン側のあらゆる主張にさえも反対論を提出した。主要な反対論の一つは経済的なものであり、もう一つは憲法上のものであった。経済的關係において、領有権は財政上の利益を生むどころか、全体としてスペイン国民にとって金銭上の損失に帰着するにすぎないであろう。海外領土は、たとえもしそれらが十分な諸資源を所有していたとしても、スペイン半島政府の支出を負担するために課税されることには快く同意しないであろうし、一方、もし植民地が独立するならば、通商によるあらゆる利益が自由貿易の状況下で生じるだけであろうし、最善の奨励を受けるであろう。領有権から生じ得る唯一可能な利潤は、スペインの統治者たちという少数階層の利益になるだろう。このことがベンサムを第二の議論へと導

き，そしてその議論は領有権という憲法上の意義に関連した。領有権とその領有権を強要しようとするあらゆる試みに必然的に伴う戦争は，政府官職（文民上のまた軍事上の官職）創設に口実を与え，そしてその任命権はスペインの統治者たちの権限に委ねられ，特に国王とその大臣たちの権限に委ねられるであろう。これは彼らに憲法を覆させ，古代専制政治を再び課することを可能にさせる「腐敗基金」を形成させるだろう。統治者たちに対立するものとして，半島とスペイン海外領土の国民たちは，一つの総括的な関心を共有するだろうということ，即ち代議制民主主義の基礎上に組織された，彼ら自身の別々の政府によって統治されるということベンサムは信じたのである。もしスペインがその植民地を解放するならば，イギリスがアメリカ独立戦争終結以来，全般に合衆国と享受してきたのと同様の平和的で順調な関係をスペインは享受するであろう。

実際問題として，スペインが海外領土から最終的に利益を得なかったこと²²⁾をベンサムは示そうと試み，たとえもし海外領土がスペイン帝国の一部に留まることを欲するとしても，それでもスペインは海外領土からどんな利益も得ないであろう，と論じた。第一に，海外領土が喜んでスペインに金銭を送達することはほとんどありそうになかった。だが，もし金銭が暴力によって徴収されるならば，スペインは全ての地方に軍隊を置かねばならず，そこを占領するために艦隊を供給しなければならなかった。そしてそれは勿論，莫大な支出を必要とした。第二に，海外領土の可能な歳入源は，どれも生産的ではなかった。1. 半島と海外諸地方との間の平等な諸権利を保証する憲法諸条項に違反することなしには，課税 (Taxation) 一般は，スペインのために海外領土に課することはできなかった。そしてと

22) 特に彼は政治家たちや注釈者たちが，一般にスペインは事実上海外属領のために財政的失敗に苦しんでいたということに同意した，ということを示すためにジョセフ・タウンセントがまとめたスペイン財政の様々な説明を引用した。Townsend, Joseph, *A Journey through Spain in the years 1786 and 1787*, 3 vols., London, 1791. *Colonies, Commerce, and Constitutional Law*, pp. 10-20, を参照。

もかくもこれが、イギリス領アメリカ植民地の暴動へと導いた不平の原因であった。2. 鉱山に払われる地代 (Rents) は、課税一般の一形態と見なされたにすぎず、一方海外領土で調達された金銭がスペインではなくて、海外領土の統治支出を据え置くために用いられるべきだ、と海外領土は考えるだろう。もし海外領土への商品輸入に税が課されるならば、これは一連の税関創設を必要とし、それ自体徴収されるであろうあらゆる租税によっても支払われない支出になるだろう。同様に、海外領土に半島からの特定商品だけを購入するよう強制するならば、貿易禁止は海外領土によって一租税と見なされるだろうし、そして実際にそのような独占利潤が半島の少数の生産者たちによって獲得されるということが見られるならば、追加的不満を生み出すだろう。3. 海外領土の土地売却 (sale of lands) は、スペインにとって何ら歳入を生まないだろう。即ち土地売却は慣習的な歳入源ではなかったのである。そしてどんな海外領土の人々も、半島政府からの購入を安全な土地財産所有権と見なさないだろうし、どんな利潤も地方当局によって保持され、スペインには送達されないだろう。4. 海外領土官職からの報酬 (Emolument from Ultramarine offices) は、少数支配者たちによって受け取られるだろうし、スペイン国民に課される租税を減少することには用いられないだろう。5. 軍務兵たち (Men for military service) は、海外領土から調達されるよりも、一層安価な価格でヨーロッパにおいて獲得されるだろう²³⁾。この全ては、海外領土が平和的にスペインの領有権に服従するだろうということを仮定したが、ベンサムはそのような服従が不可能であると信じた。つまりスペインへの裁判の上訴、スペインの諸戦争に巻き込むこと、地方議会の欠如、議会における海外領土の代表派遣の無効性、半島官吏たちの存在で海外領土の支配階級に是認された権利侵害などは、海外領土の人々が耐え難いと見なすであろう幾つかの不満の原因であった²⁴⁾。

23) *Ibid.*, pp. 53-61.

24) *Ibid.*, pp. 73-4, 154-94.

事実、スペインが海外領土から獲得し得る唯一の利益は、独立諸社会としての海外領土との貿易を通してであった²⁵⁾。

領有権要求の憲法上の意義は、経済的意義よりも遙かに一層重要であった。「もし財政形態における〔領有権への要求〕に付随する悪弊が大きいならば、憲法上の形態における〔領有権への要求〕に付随する悪弊は、…恐らく更に一層大きいであろう。」²⁶⁾ ベンサムは一連の「反憲法的悪弊」を明らかにし、退廃からの既存の危険を大いに増大するであろう悪弊の全ては、最大多数の最大幸福という言明された目的²⁷⁾を持つ自由主義的憲法への転換に導き、絶対君主制の復活²⁸⁾へ導くであろう、ということを明らかにした。ここでの鍵となる点は、領有権に起因する退廃的な影響力の増大であった。退廃的な影響力は、選出されていない行政府と共に選出された立法府が存在するところで作用し、そして選出されていない行政府は、「統治の甘い汁という大量の金銭やその他のもの」を自由にできた。これらの「甘い汁」の分け前を獲得するという見込みが、立法府の構成員たちを行政府の特別で邪悪な利益に駆り立てて、全般的利益の損失へと導いた。その結末は、「武力で統治している専制政治…と略奪と圧制の包括的制度に服従する人々」の下におけると同様、全般的利益が犠牲にされるであろう「事実上の専制政治」となるだろう。従って退廃的な影響力の傾向は、議会の代表者たちに「全般的利益と反対の特別な利益」を与えるだろうし、「その特別な利益に賦与された権力の結果、全般的利益は争いが起こる度に、確実に犠牲にされるであろう。」新たなスペイン統治が代議制民主主義に浄化されない限り、それは「消滅する運命にあり、退廃的な影響力という手段によって消滅する運命にあるだろう。」海外領土への要求は、退

25) *Ibid.*, p. 61.

26) *Ibid.*, p. 76.

27) 少なくともそれはベンサムが「憲法」の第4と第13論文で解釈した様式であった。*ibid.*, p. 31を参照。

28) *Ibid.*, pp. 23-4.

廢的な影響力を生み出したのではなくて、むしろ「退廢的な影響力の量と度合いを強め、そしてその破壊的効果に加速」を加えたのである。

その問題は憲法起草者たちによって認識されたが、彼らがその問題を処理するのに提案した諸計画は、明らかに不適切なものであった。憲法の下において、代表者たちはその代表者である期間に国王から授けられたどんな仕事も引き受けることを一切禁じられた。しかしながら代表者たちは、二年間選ばれただけだったので、仕事を受け入れることが認められる前に二年の最大限度の遅延期間があり、あるいは僅かに二日間の遅延期間があるのみであった。更に、もし一つの仕事代表者たちの親戚や姻戚に授けられるならば、それは同様に有益であつただろう。憲法はまた代表者たちに、代表である一年目の期間、国王から恩給や爵位を獲得することをも禁じた。これは同様の理由で、以前の禁止令と同じく効果的ではなかった。即ち遅滞期間は僅かであり、恩給は親戚に与えられるだろうからであった。更にそのような恩給や爵位を受けた代表者たちは、将来の議会にとって選ばれるにふさわしくなり、その結果、数年のうちに国王の恩給生活者でない代表者たちを一人たりとも見出すことは困難になってしまうだろう。この重大性は、議会在専制政治への唯一の阻止力を発動させるよう意図された組織である、という事実にあつた。金銭、権力、あるいは人為的爵位(即ち名譽の称号)のいずれの形態においてであれ、領有権への要求を保持し、退廢的な影響力の要素への追加を制定する試みに用いられる任命権の全ては、古き専制政治を復位させる手段になるだろう。行政府の構成員たちによって立法府の構成員たちに影響を及ぼす退廢的な影響力の効力を完全に防ぐことは不可能であつた。しかしなされ得たことは「利益を享受する官職たち」の数と重要性とを最小限に減少させ、訴訟において違法行為が法的に証明された人々を罰し、違法行為が疑われているが法的に証明されない場合には、民衆の非難を有効にしたことであつた²⁹⁾。

29) *Ibid.*, pp. 85-92.

ベンサムは、領有権の直接的結果である「反憲法的悪弊」の更なる一群を明らかにし、その領有権の直接的結果は、スペイン国民の利害を適切に代表する議会の能力を崩すものであった。これらの第一は、海外領土の代表者たちによる議会の潜在的な支配であった。憲法の下において、半島であろうと海外領土であろうと、それぞれのスペインの地方は、人口の一定率に従って議会に代表者たちを選出した。これは議会における二つの厳しく対立する二つの党を生み出すことになった。即ち、それぞれが異なる諸利害の下にある半島からの選出者たちと、海外領土からの選出者たちとであった。つまり、「あなた方と全ての海外領土の人々とに共通の利害ということを除けば、二つの対立する支配者たちの統治下にある存在」であった。問題は、もし憲法が実際に施行されるならば、海外領土の人口が半島の人口よりも多いので、議会は海外領土の多数派で構成されるだろう、ということであった。もし海外領土の代表者たちが、スペイン行政府によって行使される退廃的な影響力で抑圧されるだろうと反駁されるならば、これは半島国民の状況を改善しないであろう。これは更に彼らを「国内利害の支配下に置き、更に一層持続的に彼ら自身の利害に干渉し、海外や遠方の利害が干渉し得るよりも妨害し、威圧するように彼らを据え置くだらう。」更に実際、1820年7月に開かれた議会への海外領土の代表者たちは、選挙を準備する時間がなかったため、海外領土のいかなる有権者によっても選挙されなかった。代わりに、定期的に出される代表者たちが到着するまで、30人の「代理人たち」が1820年5月の選挙の時にマドリッドに居住する海外諸地方の市民によって選挙された。もしそうであるならば、スペイン人は彼らの利害に対立する利害をもつ海外領土の代表者たちによって法律を制定されたり課税されたりするばかりでなく、見せかけの海外領土の代表者たちによって法律を制定されたり課税されたりもすることになるだろう。更に、これらの見せかけの代表者たちは、支配への要求を維持したい人々によって選出されており、その要求を維持するというま

さにその目的のために選出されてきたのである³⁰⁾。

これらの「反憲法的悪弊」の第二は、代表者たちの選挙の間隔を一年から二年へと延ばしつつあった。これは代表者たちが議席に就く期間が短ければ短いほど、退廢的な代表者の権力によって、彼が免職される前に成し遂げる害悪が一層少ない、という重要なことであった。議会は伝統的に一年間任命された。しかし新たな憲法で、単に「スペインと海外領土とを行ったり来たりする移動時間を与えるため」に、これは二年に増加された。このように「この損害の大きい要求を得ようとして、あなた方があなた方の代表者たちの他の憲法上の高潔さのために持つ他のどんな保証も、このように弱められる」のであった³¹⁾。更なる「反憲法的悪弊」は、議会時間の浪費にあった。もしスペインのみが考慮されるならば、争点の全範囲は立法上の条項によって解決されることを待っているものであり、そしてこれらはその年の全期間出席する議会を要求した、とベンサムは論じた。だが憲法の下、議会は僅かに毎年3ヶ月間開催され、あるいは特別な状況の下で4ヶ月間開催されたにすぎなかった。これはスペインにとってだけでも不適切であった。そして問題は、その上に海外領土の事態が考慮に入れられた時、悲惨にも妥協された。事実、海外領土の事態は、スペイン自身の事態よりも一層多くの議会の時間を必要とした。憲法は市民に議会へ陳情する権利を賦与した。そして無数の不平の原因を与えられたので、海外領土はその権利を存分に行使したのであった。海外領土諸地方に課された財政的賦課金に関する論争は、議会に先立って決議されるようにならなければならなかった。そして全ての海外領土における従属的な立法は、議会で承認されなければならなかったのである³²⁾。

最後の「反憲法的悪弊」は、スペインに移植し直す意図を持つ、海外領

30) *Ibid.*, pp. 76-85.

31) *Ibid.*, pp. 93-4.

32) *Ibid.*, pp. 94-7.

土における「潜在的専制政治」の設置であった。地元で選ばれた構成員によって支配されるそれぞれの地方の代表が、どうして議会から徴収される租税を承認する責任があるかということのために、憲法の諸条項は海外領土からの金銭を受け取るスペインの希望を妨げた、ということベンサムは提示した。地方代表の選挙された構成員たちは、疑いなく不従順であることが証明され、唯一頼みとする人は総督であり、そして総督は国王によって任命され、地方代表の長官であった。総督は必要な軍勢力を彼の好きなように持てるという条件で、彼の望むどんな手段によってでも必要な租税を徴収するために軍勢力を行使することを防ぐという条項は何もなかった。実際、憲法第170条項は次のように規定した。即ち行政当局は排他的に国王に属し、憲法と法律に適合する限り、内政における公的秩序保護の助けとなるものは何にでも、そして対外的国家安全の助けとなるものは何にでも適用範囲を拡張する、と。「もし恐怖か希望かのどちらかが半島に向いているならば」、あらゆる裁判官が総督の行為に異議を申し立てるだろうということはあるようになかった。実際、地方代表に与えられた権力にどんな制限も課されなかったし、それゆえ総督にとって、その地方の繁栄を促進することは——ローマの権威者の緊急権限でさえ、そしてそれは人々、生命、財産に対する絶対的権力を含んでいたのだが、これよりも少なくなった³³⁾。

従って古い専制政治の再導入は、領有権への要求を維持する試みの結果であっただろう。他方、放棄からの重要な利益があった。言語、宗教、法律、慣習に関して、スペインと海外領土との間の歴史的諸関係は、その交友関係において他の国々以上に大きい利益をスペインに与えた。例えば、海外領土は商品が絶望的に外国の生産物よりも劣っていない限り、スペインの商品に特惠を与えただろうし、一方通商は、共通の言語によって促進された。イギリスとアメリカ合衆国の例は、ここでは適切であった。ア

33) *Ibid.*, pp. 101-2, 105, 108, 111-12.

メロカ植民地がイギリスからの独立を獲得した後，二国間の貿易総額は莫大に増加した。植民地は，植民地に属していようと本国に属していようと，植民地が外国人によって統治されている時よりも，自分たちによって選ばれた支配者たちによって統治される時，一層本国にとって価値があった。利益があるのと同様，放棄は尊敬すべきものであろうし，海外領土の国民に自治を授けることは，「自制と自己犠牲」の行為であり，それは他の諸国には賞賛されないだけで，勿論海外領土の人々自身の謝意を獲得するのである。最後にスペインは，「全ての政治的・道徳的腐敗の最も汚らわしい」奴隷貿易に，もはや関係していない。スペインはこの点で，イギリス，フランス，そして合衆国さえよりも上位に自らが置かれているのを見出すのである³⁴⁾。

領有権への要求を放棄することが，圧倒的にスペイン国民の利益であるということが受け入れられるとしても，何故それは維持されるのだろうか？ その答えは，領有権がスペインの「少数支配者」を利するということが，また少なくとも彼らのかかなり多数の人々を利するということがあった。幾人かは，無競争である限りでは領有権から利益を得るだろうが，幾人かはたとえ競争があったとしても利益を得，競争のために利益を得る人もいるだろう。領有権は，その俸給や恩恵の配分が領有権によって増加するであろう官吏たちに有益である。特に国家の大臣たち，陸軍と海軍の将校たち，裁判官，聖職者，国王を含む王室，海外領土に課した貿易制限を通して稼ぐことを望む商人たちや製造業者たちに有利になる。しかしながら，状況はそれほど簡単ではなく，またそれほど見込みがないわけでもない。領有権の費用が課税か節約かのいずれかで維持されなければならず，また増加した課税を通して増大する追加的歳入の見込みはありそうもない，ということが受け入れられるならば，これらの支配階級の幾人かは，他の人々よりも一層節約への非難を受けやすく，従って彼らの特別な利害は，利害

34) *Ibid.*, pp. 118-31.

全般と一層一致しそうである。ベンサムは、節約への攻撃を受けやすい三つの階級を同一視した。即ち国王とその従者たち、聖職者たち、公的債権者たちであった。たとえもし合衆国の例が証明したように、統治は君主を必要としないとしても、またアイルランドの例が証明したようにカトリック宗派の維持が富裕な聖職者を必要としないとしても、またたとえ公的債権者たちによってなされた貢献が現実的で有利であるとしても、自らを擁護する政治的権力を欠いていたので、率先して節約を辛抱するのは公的債権者たちであろう。それにも拘わらず国王と聖職者双方は、全般的利害と一致して作用する特別の利害を持ち、それは領有権の要求と反するのである。その要求から最も多くを獲得していると思なしているそれらの階級の人々においてさえも、全般的利害に反する分け前を持つのである。彼らの邪悪で特別な利害のために存在する、とこれらの階級の人々が信じる安全が少なくなればなるほど、彼らが全般的利害の分け前に置く価値はますます大きくなるだろう。現在のスペインの状況は、最近耐えられない専制政治を脱出したので、自ら海外領土——「この永久に実りなき枯渇させる過剰流出」——の領有のために「当座の同盟者たち」という援助を利用するために「全般的利害の支持者」に最善の機会を提供した³⁵⁾。それから「海外領土を取り払え」の目的は、まだ平和的所有にある諸地方を防衛することを含もうが、その時所有していない諸地方を再征服することを含もうが、領有を維持する試みへの支出が提示され、産出される一連の評価額を議会で尋ねる動議を行ったスペインの代表者たちのうちの一人を説得することにあつた。これは、たとえそれらの諸地方が従属していないとしても、獲得されるものに加えて課税からであろうと、貿易からであろうと、それらの諸地方から引き出される歳入と比較された³⁶⁾。その植民地を維持するのにスペインに課されたはっきりした財政的損失が、放棄への有効な要求に

35) *Ibid.*, pp. 37-52.

36) *Ibid.*, pp. 114-16.

導くであろうことをベンサムは希望したのである³⁷⁾。

IV

1793年のフランスへの評論と、1820年代のスペインとスペイン領アメリカへの諸著作との間に一貫性の欠如はないように思われる。しかし1831年のオーストラリア植民計画に関する諸著作は、ウィンチの用語によるベンサムの「二義性」を論証しただろうか？ ベンサムの提案によると、その計画は特許会社によって運営され、特許会社はその植民地の土地の小区画を資金ある人々に販売し、あるいは一小区画を購入するのに十分稼ぐまで、そこを即金で購入できない人々を労働者として雇用することである。植民地は第一に、明らかに会社から任命された絶対的権力者によって統治されなければならない、とベンサムは論じた。イギリス政府の手に置かれるどんな任命権もあるべきではなかった。ベンサムは数年後その植民地が独立するようになると構想した。植民地立法府と植民地の人々は、負債を保証するイギリス政府のために、ロンドンの会社に補償金を支払うであろう。入植者たちの統治形態にとって、彼らは君主制を避けるべきであっただろう。というのは、植民地に君主制を維持するのに十分な貨幣はなかったからである。そしてもし君主制がないならば、貴族院もないであろう。ベンサムは政府が上院議員のいない合衆国政府、あるいは彼自身の憲法典を模範にすることを提案した。ベンサムの提案は、高い貧困率、農業不安、増加しつつある人口の影響に関する一般的悲観を伴うイギリスの救貧法行政における危機があった時になされた、ということが想起されるべきである。ベンサムが植民地創設から生じる利益を概説したのはこの背景に対し

37) 1827年、ベンサムはイギリス支配からのカナダ解放の請願を起草した。彼は、カナダの不満が本国からの遠隔さの結果であると提唱し、彼らが合衆国と合併することを推奨した。彼は英領インドの解放が不適當であると付け加えた。というのはその住民が彼らの財産の安全をもたらし得ないからであり、そうした安全をヨーロッパ文明のゆっくりとした、かつ漸次的な影響からのみ得られるからであった。UC viii., pp. 137-8.

てであった。1. 移民たちは貧困から富裕へと転換されるだろう。2. 本国に残っている住民たちは増加しつつある困窮から救済されるだろう。(これは増加しつつある貧困率によって、別な方法で成就されるだけだろう。) 3. 移民たちは彼らの将来の幸福を保証するために教育されるだろう。4. 本国の生産物市場は増加されるだろう。5. その会社の株主たちは、融資した資本への増加した収益率を受け取るだろう³⁸⁾。既定の植民地と植民地建設との間のボラレヴィの区別を心に抱くならば、植民地に関するここでの著作と他の諸著作とに明白な平行線がある。退廢的な影響力は排除されるだろう。即ち植民地は運営可能になるやいなや解放されるだろう。入植者たちは彼らの解放のために金銭を支払う用意があるだろう。そしてある種の代議制統治が創立されるだろう。経済的議論が首尾一貫しているということは、全くそれほど明瞭ではない。ベンサムが他の諸著作で論じたように、もし増加した貿易が市場の拡大ではなく増加した資本に依存するならば、どのように経済的利益がそのような植民地建設から得られるだろうか？ ベンサムは二つを重視したと思われる。第一に危険は個人投資家たちによって負担され、利己的な支配者たちによって臣民たちに強要されないだろう、ということである。第二に資本が豊富な時代の状況下において、ベンサムは以前に利用されていない土地の開発が、本国で投資される資本よりも一層良い収益率を与えるだろう、と予見したことである。

間違いなく、ベンサムの基礎をなす態度は『あなた方の植民地を解放せよ！』の簡潔な言い回しで獲得されたが、もし植民地が自ら統治する能力がないならば、そうではなかった。更に、適切な経済的・人口統計の状況において、植民地建設は利益をもたらした。『刑罰および報酬の理論』の主題の章に関して1811年に植民地の主題で議論していた時、ベンサムがデュモンに思い起こさせたように、彼には「どのような主題であれ、時 (time) と所 (place) の状況によって、提示可能な諸相違に気を配る不変の習

38) UC viii., pp. 150, 154, 171, 180-91.

「ベンサムの植民地，商業，憲法論」

慣があった」³⁹⁾ のである。

39) ベンサムからデュモン宛手紙，1811年6月8日。 *Correspondence(CW)*, viii., p. 165.